

【農業】

■ 主な収入の一覧表（農業分） ■

科目	この科目に分類される具体例	留意事項
販売金額	その年に販売した農産物の販売金額	
家事消費金額	農産物を家族や親戚などで食べたり分けたりした分の市場価値に相当する金額	
雑入	作業委託収入，補助金，共済金など	国からの補助金は，農業所得ではなく，一時所得になる場合があります。

■ 主な必要経費の一覧表（農業分） ■

科目	この科目に分類される具体例	留意事項
雇人費	常雇・臨時雇人などの労務及び賄費	生計を一にする配偶者等への給与は，専従者給与として別計上する。
小作料・賃借料	① 農地の賃借料 ② 農地以外の土地，建物・農機具の賃借料，農協などの共同施設利用料	
減価償却費	建物、農機具、車両、搾乳牛などの償却費	取得価格が10万円以上のもの（消費税を含む）が対象となる。
貸倒金	売掛金，貸付金などの貸倒による損失	債務者について破産の申立てがあった場合等については，債権償却特別勘定を設定することが認められる。
利子割引料	借入金の利子，受取手形の割引料	<ul style="list-style-type: none"> 借入金の元本部分の返済は必要経費にならない。 事業用に使用しなかった借入金についての利子は必要経費にならない。
租税公課	① 農業に係る事業税・消費税・固定資産税・自動車税・不動産取得税・登録免許税・印紙税などの税金 ② 水利費，農業協同組合費などの公課	<ul style="list-style-type: none"> 所得税，住民税，国税の延滞金，加算税，地方税の延滞金，罰金，科料，過料は必要経費にならない。 居住用部分の固定資産税は必要経費にならない。
種苗費	種もみ，苗類，種芋などの購入費用	
肥料費	骨粉，油粕，石灰などの肥料の購入費用	
飼料費	餌，配合飼料などの飼料の購入費用	
農具費	使用可能期間が1年未満か取得金額が10万円未満の農具の購入費用。	
農薬衛生費	農薬，除草剤などの購入費用や共済防除の分担金	
諸材料費	ビニール，ロープ，針金，防風資材などの購入費用	家庭用品は必要経費にならない。
修繕費	農機具，農用自動車，農業用倉庫などの修繕費用	一つの修理・改良等の費用が10万円以上の場合は，減価償却することができる。
動力光熱費	水道料，電気料，ガス代や灯油代などの燃料費	家事消費相当部分は必要経費にならない。
作業用衣料費	作業衣，地下足袋，軍手などの購入費	家庭用品は必要経費にならない。
農業共済掛金	農業用施設，農業用車両，家畜などに係る共済掛金	<ul style="list-style-type: none"> 住宅などの分は経費になりますが，所得控除になる場合があります。 自家用車分は経費になりません。
荷造運賃手数料	出荷の際の梱包費用，運賃や出荷機関に支払う手数料	出荷証明書の金額が既に差し引かれた後の金額の場合，経費に計上すると二重になりますので，ご注意ください。
土地改良費	土地改良事業の費用や客土費用 ※畑かん賦課金など	
雑費	上記以外の費用で農業に関連して支払う費用 ※農業の専門誌，事務用品代など	